序

説

小

林

行

雄

的年代を決定しようとした、 ならない相對的年代の推定に先立つて、 きわめて不充分であつたことが痛感されてきたのである。その原因の一半は、 れた編年が要求されるようになると、その際に前期として取り上げられるべき、古い時期の古墳に對する從來の認識が、 やくその第一步を踏みだすことができたのであるが、爾來三〇餘年にわたる諸學者の努力は、 日本の古墳の編年的研究は、 また四期に分割するなど、さらに詳細な考察を行う必要を認める方向に向つて進んでいる。 啓蒙期の方法を、 これを古式古墳と後期古墳とに二大別しうることに氣付いた大正期の見解をもつて、 副葬品中に見出される中國鏡の絕對的年代を論據とし、 容易に脱却しえなかつたことにあるといわねばならない。 過去の古墳の研究が、 あるいはこれを三期に區 しかし、こうして細分さ 直接に個々の 當然行われ 古墳の なけ よう 絕對 れば

結論のうちに、 知の年數との、 古墳の營造の時期と直接の關係をもたぬ遺物の製作年代によつて、 様式としての遺物の年代觀が包藏する年數の振幅と、 不確定な數値の加算を二重に容認せねばならないため、 遺物と古墳との二つの異つた年代の間に介在する末 古墳の絶對的年代を類推しようという方法は、 百年二百年と大要を限つていう程度の大まかなも その

前期古墳の副葬品にあらわれた文化の二相(小林)

七 二 —

のである。 研究に進もうという方針は行きつまりを見たのである。 の古墳に對しては、 古墳の編年的研究にも利用されている。むしろこの方が精度は高いが、 没年をもつて、 することができないのである。 合にも適用しようとするのが誤つていることはいうまでもない。 それを前後約四世 古墳營造の時期の近似値とする便法がある。 この方法も適用しえない。こうして、 紀の間にわたるにすぎない日本の古墳を、 たとえば古墳の絶對的年代を知る他の一つの方法としては、 まず個 この方法は 當面の研究には、 々の古墳の絶對的年代を定めた後に、 三期または四期に細分するというような研 いま問題になつている被葬者の明らかでない わが國でも皇陵の一部に對して試みられて居り、 もつと確率の高い方法でなければ 文獻上に傳えられた被葬者 古墳全體 の編 究の場 前 採 的 用

して、 實は重要な事實を反映していることを看過する傾向に拍車をかけたものは、 式にわけ、 ものを代表として考えるような通説が、どのような理由で改められねばならないかということを、 ることなどは注意を拂われないままに、 て副葬品の少い他の古墳は、 として注意にの の 一 なものであ わゆる古式古墳の細分の可能性を見失わせるにいたつたことが、 したがつて殘された方法は、 半 ここにはまず、 0 それらの様式の相對的年代の先後を考察する手續をとる以外にはないわけである。 理 由であつたのである。 るが故に古いものであろうとする、 ぼつたものが、 古式古墳あるいは前期古墳といえば、 遺物の品目の貧しさのみが意識せられて、 考古學の常道に則つて、 大和佐味田古墳のような豊富な種類の 學界の現狀がこのような段階にあるので、 同じ古式古墳としてあつかわれてきたのである。 進化論的解釋の誤用であつた。それらが相互に原因となり結果となつて、 まず古墳をその構造ならびに副葬品の差異によつていくつ 簡單に鏡・剣 すなわち前期古墳に對する認識の貧困さをもたらした 副葬品をもつたものであつたために、 そこにある種の品目の缺除を常態とするも 竪穴式石室を伴わない粘土槨を、 ・玉および碧玉製腕飾類を副葬品としてもつ 前期古墳の詳細な編年觀を發表する単 こうした副 ところが當初に古式の 主として述べてみたい 葬品の品 これにくらべ 目の 構造的に簡 差 か **0**) 備と のあ 0 墳 様

他

V

單

一 三角線神獣鏡の問題

なかつたと斷言しても決していいすぎではあるまい。 が國の古墳の編年的研究を進める上において、 大正期以來の古墳研究の主要な部分は、 山城國相樂郡高麗村椿井大塚山古墳の場合ほど、多くの問題をはらんだ副葬鏡群の發見例は、 副葬品の中では鏡がもつとも重要な手懸りになるであろうという豫測 鏡の研究を中軸として推進されてきた。しかし、そのような學史をふ かつて

大塚山古墳自身において同笵鏡二面を所有している一種を加算するならば、一九種の三角縁神獸鏡中、一一種までがすで 關東にまでいたる各地の古墳一三基と大塚山古墳との間に、 內行花文鏡二面と、方格規矩四神鏡一面との、計三面を除いた殘りの二四面が、すべて三角緣神獸鏡のみによつて占め にその同笵鏡が日本に遺存することの知られたものであるといえるわけである。 て生ずることであるが、そのうち鏡式の明らかな一九種二三面のうち、 土品の場合を除けば、古墳出土例としてはすでに空前の事例に屬する。しかも、そのうちから明らかに傳世鏡と認めうる れているということも特異な現象である。さらに、これは傳世鏡以外のすべてが三角綠神獸鏡であるということに關連 山城大塚山古墳においては、二七面に上る多數の副葬鏡のことごとくが中國鏡であるという點が、 同笵鏡を分有しているものであるという事實がある。これに 半ばを超える一○種の鏡が、 西は北九州から東は 彌生式時代の甕棺出

別 稿④ との多かつたことを想定し、 か においては、 くの如く山城大塚山古墳に多數の同笵鏡が副葬されるにいたつた理由として、「古墳の發生の歴史的意義」と題する 同笵鏡が輸入に際して同一の鏡匣に收められて居り、 山城大塚山古墳の被葬者である一人の首長が、かつてかかる同笵鏡の所有者ないし保管者と またわが國においても、 そのまま保管せられたこ

代を意味することはいうまでもないことである。 ろうということを推論するにいたつた。ここでこの狀態を三世紀中葉にまで遡らせて考えるということが、 大な勢力の所有者が、 に行動したことを考察したのである。 して存在したこと、 か つこれらの同笵鏡の配分という形式によつて、 四世紀前半において山域南部に存在したという狀態は、 また、 このように廣範圍にわたつて、 彼が大和政權の統治力の伸 地方の首長と政治的交渉をもちえたよう おそらく三世紀中葉以來一貫したも 張の過程に 邪馬臺國 おいて、 0) な 0) で 有 肝宁 力」

れてい であるが、 所説がすでに發表されているからである。そこには少くとも二つの、 時 年代に關するものである。三角綠神獸鏡はわが國の古墳から發見される中國鏡のうちではもつとも多量に存在する 期を決定しえない場合に、山城大塚山古墳の遺品についてのみ、 時の輸入品とは見做すことができないからである。その二は、 たことが認められたとしても、 もしそれが正しくは魏の時代に製作されたものでないとすれば、 必ずしもただちに學界一般の承認をうることのできるものではない。すなわち、 山城大塚山 嚴密には決定することのできない問題であるからである。 古墳から發見された三角縁神獸鏡をもつて、 わが國に存する遺品は山城大塚山古墳の鏡のみではない たとえ三角縁神獸鑑の製作が魏の時代においても 邪馬臺國の時代に輸入せられた魏の鏡であると解 輸入の時期を限定しうるか 未解決の問題がある。 大量に輸入されているというの しかも、その可能性についても、 そう解釋しうる可能性 その一 か 否か 5 は、 それ 0 三角緣神獸鏡一 問題である。 B Ö みでは邪 全部 これを疑う か ある 釋す 行 馬 般

ろ三角綠神獸鏡としては特殊な鏡式のものであつて、 晋鏡という名稱が用 例によつて知られて ま第一の點から說明を試みると、 はい V られている。 るが、 それ 三角縁神獣鏡にも、 は 內區 從來この種の三角緣神獸鏡の年代觀としては、 \bigcirc 神獸 0 蹈 列が階段式になつてい 般的な放射式の配列 魏代の紀年銘を有するものがあることは、 るばか をもつた三角縁神獣鏡とは、 りでなく、 多分に安全率 精緻な表現をもつた、 有名な正始元年鏡 O 高 やや手法を異に 表現として、 むし 魏

ない。 あるという結論をもつて充分とするのは、 している。そういう考慮から、この種の鏡が中國で製作された年代としては、 う點にまで、 避けられたのであろう。ところが、主として日本の古墳から發見される三角綠神獸鏡の年代觀として、 日本の歴史の立場としては、はたしてこの種の鏡が、 焦點をしぼつて年代を限定する必要があるのである。 中國の鏡の研究の立場からであつて、 邪馬臺國當時に魏から輸入されたものと認めうるか否かとい 約五〇年間の魏の時代にのみ限定する危険 決して日本の歴史の立場からのことでは それが魏晋鏡で

呼の時代には、 を二四八年には死んでいると思われる卑彌呼の生涯とくらべてみると、卑彌呼を大和の人間にして、 られ、そしてこちらにもたらされた、こうした鏡が日本で用いられたのは、 断した一部の歴史家は、この二つの立場を混同して、 られた大部分の鏡が、 いつても、前者は二二一年から二六四年まで、後者は二六五年から三一六年までつづいている。故に三國・晋時代につく それにもかかわらず、これが中國の鏡の研究の立場から、 晋の時代は勿論、 神獸鏡はあまり入つていないということになる」というのである。 三國時代の後半につくられた神獸鏡は、卑彌呼の時代にはわたらぬことになるのである。 彼女の時代に著しくもたらされはじめたとするには、 つぎのような疑問を提出している。すなわち、 魏晋鏡と呼び慣わされていることを、究極の結論 相對的に、 なお研究の餘 時代がさがらざるをえない。 地がある。 三國 即ちこの流 三國 晋時代につく 0) 儀でゆく ように速 故に卑弱

考えることは、 神獸鏡が大いに流行していたか否かは、われわれにとつては、 製作が、 る前提に立つてい この議論には若干の誤解にもとづくところがある。たとえば、三角縁神獸鏡が魏晋鏡と呼ばれることは、 中國においては魏晋代にわたつて、均等に繼續したという意味からではない。したがつて、晋代を通じて三角綠 卑彌呼以後にも鏡が大量に輸入されるような機會があつたことを、 る。 さらにそれによつて、三角縁神獣鏡の わが國への傳來の時期が、 いわば未知の問題であるが、 假定した上でいえることであるが、 卑彌呼以後である可能 論者はそれを既定の事實とす 性が多いと 種 Ø) 鏡の ¥

いう問題の追究をおろそかにすることはできない。

うした假定の場合に執着して、 魏志に卑彌呼の時代に輸入されたと記している大量の鏡が、どのようなものであつたかと

撋 種の中國鏡のうちから、 う數で表現されるような大量の鏡が、 る。 表現されるような大量の鏡の輸入が、同笵鏡のセットをまとめるという形で行われたものであろうということを、 鏡 三角縁神獸鏡の中には、 るほどであるから、 面 れに教えるものといえよう。ここに第二の問題を解く鍵が見出されるのである。 ここに三角縁神獸鏡の年代を、 鏡を候補に擧げるほかはない。もちろん日本の古墳から發見されている三角緣神獸鏡の總數は、 の景初三年銘神獸鏡のみを例示する程度では不充分であつて、それよりも多量に遺品の存在する鏡式として、 が幾組も同じ所有者によつて保有せられていたことを示した山城大塚山古墳の事實は、 三角縁神獸鏡のうちには、 それらのすべてが卑彌呼の時代に輸入せられたもののみとは斷言しえない。したがつてその意味では、 それに當たるものを見出さねばならないことになる。 卑彌呼以外の人の手を通じて輸入せられたものがありはせぬかという懸念はもつともなことであ 日本の歴史の立場から考える必要が生ずるのであつて、 一時にわが國へ輸入されたことを認めるならば、 同一種の同笵鏡が敷面そろつて輸入されたものがかなりあり、 それには和泉黄金塚古墳から發見された一 すでにわが國で發見されてい もし卑彌呼の時代に、 すでに二〇〇面を超え 一回に百面という敷で かつそういう同笵 百面とい われわ る各

に驚くのである。 らがみな五面づつの同笵鏡のセットとして同時に輸入されたことを想定すると、 つている。 を敷えると 説明をはつきりさせるために、 また豐前赤塚古墳出土の一鏡も、 (第一表)、 さらに山城大塚山古墳にはないが、 二面五種、 三面一 いま山城大塚山古墳出土の一一種の同笵鏡について、すでに所在の判明したものの 種 出所不明例 四 面三種、 山城長法寺古墳その他から出土している一鏡も、 五面二種となつて、 一を加えれば、 四 面の同笵鏡が知られている。 四面・五面という發見例が豫想外に多いこと 一一種で五五面になり、 V 五面の發見例をも これに大塚山古 まか りに、 枚敷

				-					山城大塚山-			•			•		
—③櫛齒文帶凹神四獸鏡	— 天・王・日・月・獣文帶二神二獣鏡—		— 天王日月・四神四獣鏡					― 天王日月・獣文帶三神三獣鏡	1			— 天王日月·唐草文帶四神四獸鏡	- (コンニー・) (質力は全し) 円曜次安		— 天王日月·獸文帶重層式神獸鏡-	— 陳是作四神二獸鏡	— 張氏作三神五獸鏡
	—山城百々池	山城長法寺—			豐前赤塚		_	筑前武藏	2) 豐前石塚山—)	」 河內御殿山) ─大和佐味田)	(②播磨古島—	周防竹嶋) 武藏白山	—遠江大塚	——相模大塚山	(② (住友家)
		山城長法寺―②天・王・日・月・唐草文帯二神二獸鏡		天王日月•獸文帶三神三獸鏡		唐草文帶二神二獸鏡 -	長・宜・子・孫・獸文帶三神三獸鏡	、天・王・日・月・獣文帶三神三獸鏡		——天王·日月·獸文帶四神四獸鏡	* 君・宜・官・職文帯三神三隊鏡	6方作龍虎獸帶鏡					
	攝準へボソ塚-	顋 山城西車塚	(伊 勢 筒 野)	(明治大學)	/近江六地藏	——備前香登	——攝津紫金山	(高良神社)	知前唐人池	· 大和 新 山	f	——山城一本松塚					——甲斐銚子塚
	津へボソ塚―唐草文帶二神二獸鏡――		波文帶三神三獸鏡							() 尚万作二神二、、、) () ()	神三		正始元年重層式神默鏡				
	-播磨加古川 -								(福原家)	(山城東車塚	上野柴崎					但馬森尾	

播磨西ノ山――唐草文帶四神四獸鏡	筑前御金藏——波文帶三神三獸鏡	往	女之學三中三		筑 前 忠 隈——波文帶三神三獸鏡		没 手 走 一 下,)。 解 字符 三 术 三	美 雙 汀 或———· 月• 张文胄三伸三张宽
——山城車塚	——伊勢赤鄉	(山川家)	播磨 三ツ塚 波文帶三神三獸鏡 ——紀 伊 岩 橋	(住友家)	尾張白山藪	但馬小見塚	甲斐向山) 遠江銚子塚

る五種 なり高度の類似性が考えられてくるのである。そこにもし必要があれば、雨者を同一事實にもとづくものとする解釋を容 笵鏡のセットという形で、一時に大量に輸入せられたものの殘部であることが認められるのであるから、 ているものが、そのうち六〇面を超えているのであるから、さして誇張した計算ではないといいうるであろう。 られた可能性の强い鏡群として復原せられるのである。八〇面以上というと過大な數字のようであるが、 墳から一面づつ出土している八種八面を加えると、計六三面になる。また大塚山以外の諸古墳の間で同笵鏡を分有してい として三角縁神獸鏡であつたと考えられ、他方において山城大塚山古墳の副葬品として見出された三角縁神獸鏡群が、 いま試みに算出した鏡の枚敷が不動のものであるというのではないが、一方において卑彌呼に贈られた銅鏡百面が、 の鏡も、 五面づつ輸入せられたものとして、計二五面を加算すると、八〇面以上の三角緣神獸鏡が、 現實に發見され 兩者の間には 同時に輸入せ 同 È.

れる可能性もあろうというわけである。

しかし、以上のような推論の各過程がことごとく認められたとしても、そこにはなお多くの問題が残されているのであ

馬臺國を通じて魏から輸入されたものであり、 とであるが、 時期の決定は、 彼 る。たとえば、 の手から全國各地の首長に分與せられるにいたつた時期は、 徐々に緒を解きほぐして行くことにしよう。 ひいては山城大塚山古墳の作られた時期の解釋にも影響するであろう。 山城大塚山古墳によつて代表される山城南部の一首長が所有していた多量の三角縁神獸鏡が、 邪馬臺國當時において彼の掌中に收まつたものであつたとしても、 かならずしもまだ明らかにされていないからである。 どちらも簡單には解決できないこ たしかに それが この

邪

\equiv 仿 製 鏡 0 間 題

ても、 た新しく考察すべき問題の存在を示しているのである。 子塚古墳ないし肥前谷口古墳をふくむ一群の示すところは、これとは別な中心の存在を思わせるもの 顯著な中心的古墳を指摘することができない。しいていえば、 がまだ量的に充分でないためか、 全體としては中國鏡の場合とはややちがつた經路の存在を思わせるものがある。 鏡の分有關係を表示して比較して見ると して作られた仿製の三角縁神獸鏡もまた、 「國製の三角緣神獸鏡に同笵鏡のセットとしてわが國に輸入せられたものが多いことと對應するように、 中國製の三角縁神獸鏡の場合と、その仿製鏡の場合とでは、 中國鏡の場合にその配布網の中心となつてあらわれた山城大塚山古墳に匹敵するような、 (第二表)、中國製同笵鏡を分有している古墳の名もそこに再び登場はしてくるが、 仿製鏡の中ではもつとも顯著に、多數の同笵鏡を遺存している。 攝津紫金山古墳の名を一應あげることができるが、 同笵鏡の配布の狀態に異る點があるという事實は、 しかし、 仿製鏡の場合には、 がある。 いまその同 後にこれを模 旣知の資料 いずれにし 筑前 笵 ま

を加えておく必要がある。 仿製三角縁神獸鏡のもつている意義を追究するためには、 仿製鏡の年代觀としては、 簡單にそれをその手本となつた中國鏡とほぼ同じ年代の まず一般仿製鏡の年代觀に關する通說について、 \$ のと考え 檢

- ②三神三獣獣帯鏡

場したというように説かれてきた。しかし質 際には、古墳發見の仿製鏡のうちで、 輸入せられた三角緣神獸鏡を模したものが登 手本としたものがまず作られ、その後に新に としては漢中期の方格規矩鏡や內行花文鏡を きものとされているが、それにもかかわらず、 た大正期の見解は、 あつたと思われるのである。 大量に作られたのは、 當時の先入觀はなお尾を引いていて、仿製鏡 にする他の鏡式の手法を混用していないこと、 きわめて限られていること、 に属するものが大部分であるが、その鏡式が 獣鏡は、詳しくいえば三神三獸獸帶鏡の形式 今日ではすでに否定すべ 三角縁神獣鏡の一群で 細部に時代を異 仿製の三角縁神 しばしば同笵鏡 最初に

鏡徑がほぼ一定していることなどの、 が見られることも、その特色の一つに加えることができるであろう。 明らかな特色を具えている點で、そう考えられるのである。また、

く これに對して、方格規矩鏡や內行花文鏡を模した仿製鏡の場合には、 細部に自由に他の鏡式の手法を混用するほか、鏡徑も大小任意に作られている。むしろ特別の大型鏡を作ることに努 嚴密に一定の鏡式の約束を踏襲したものがすくな

もの 力が拂われた傾向すら見られる。ただ、 ることを重視しすぎたために、 合金の質からいえば、この方には精良なものがある。この大型仿製鏡には良質の 大型品をもたず、 質もやや劣つた仿製三角緣神獸鏡が、 技術的に退化した段階

ものと誤解されるようになつたのであろう。

かつたのも、 の參考品となりえたのであろう。 た傳世鏡が傳世の意義を失うていつた經過については別稿に讓るが、 つて特殊な實器として保管され、 られていた漢中期の鏡式が、 仿製鏡としては、三角緣神獸鏡の一群が他の鏡式に先行して作られたということは、 國内に配布された後に、 そのためであろう。 この時にはまだ仿製の對象にならなかつたというのは、 仿製鏡の製作がはじまつたことを意味するわけである。それまでに、すでにわ **傅世されていて、容易に模作を許されなかつた事情があつたのではあるまい** 中國鏡としては年代の古いものが、 それらは傳世の意義を失うた後に、 新しい鏡式の手法をも混用して模作されねばならな それらの鏡がそれぞれ まず三角縁神獸鏡が大量に輸入さ はじめて仿製鏡 T) が 所有 國に輸入せ こうし

ると、 ちがつて、きわめて密接な關係をもつて繼續した事件であつたことが認められることになる。 が作られるようになつたのは、 つた。そうして仿製鏡の製作がはじまつた時には、まず三角縁神獸鏡を模したものが大量に作られた。 三角縁神獣鏡が大量に輸入され、 (1) 中國製三角綠神獸鏡の輸入と配布、 そのつぎの段階においてである、 國內に配布された當時には、 (2)仿製三角綠神獸鏡の製作と配布、という二つの現象は、 というのが仿製鏡に對する新しい解釋である。 まだわが國では仿製鏡の製作はほとんど行われて 他の鏡式の こう考え 通説とは 仿 V 製鏡 な

できない重要な事實である。 つてなされたものであるならば、 それにもかかわらず、この二群の鏡の配布網が、 もし仿製鏡の製作が、 いま少しく兩者の配布網の重複、または交錯が見られてもよいのではない すでに指摘したように重複する部分が少いというのは、見逃すことの 中國鏡の配布に際して、その不足量を補う意味で、 同じ配布中樞によ かと想像され

りでなく、中心をも異にしていたことを推察させるのである。 るからである。 したがつて、このような事實の意味するところは、 中國鏡と仿製鏡との配布が、 時期を異にしてい たばか

ことは當然のことといえよう。 たというが、いま殘つている七面は全部中國製の三角綠神獸鏡ばかりである。そのうち山城大塚山古墳の鏡と同 山古墳ばかりでなく、豐前石塚山古墳においても、同じような狀態が認められる。この古墳からは一四面の鏡が發見され であるから、その上さらに鏡の敷をふやすことには努力しなかつたと、いえばいえぬことではない。ところが、 るこの地の首長は、すでにそれまでに傳世鏡をも所有していたが、それ以後は仿製鏡ばかりでなく、他の鏡式の中國鏡を は三角縁神獸鏡ばかりが豐富にあつたのであるから、 は二種三面であるが、自分はこの七面を全部山城大塚山の首長から贈られたものと認めうると考えている。 も入手した形迹が見られない。これは常識的に考えれば、多くの人に分與しうるほどの多數の鏡をすでに所有しているの ふたたび山城大塚山古墳の鏡群について考えると、ほとんど百面に近い中國鏡を掌中に收めたことがあつたと想像され そこから分與を受けた豐前石塚山の鏡が、 三角綠神獸鏡のみである 山城大塚 箔のもの 山城大塚 山に

否とにかかわらず、 でに中國鏡をたくさん所有していて、そのためか否かはわからぬが、それ以上の新しい鏡の入手には努力しなかつた、 有名な家屋文鏡をはじめとして、一一面に上る仿製鏡をもつている。要するに、 るいはその機會を得なかつた人がある反面において、 國鏡を所有しているうちで、傳世の流雲文四神鏡を除いた大部分が三角緣神獸鏡であることは同様であるが、それ以外に 山城大塚山古墳との間に、二種の三角綠神獸鏡を分有している大和佐味田古墳の場合になると、二〇面近い中 新しい鏡の入手に努力した、あるいは努力しえた人があつたのである。 他方には大和佐味田の首長のように、 一方には山城大塚山の首長のように、 既存の藏鏡の多寡に關すると す

山城大塚山古墳と大和佐味田古墳とには、二種の三角縁神獣鏡の同笵鏡が分有されているのであるから、 兩古墳の被葬

前期古墳の副葬
品にあられ
れた文化の
二相(小林)

	1	5均	土市	H	拼	こ鍍	古記	Ĩ				ŧ	埻	店	t	} :	H	群	鏡	Ċ :	귤	新				
	筑前	豐前	豐前	周防	播磨	河内	山城	山城	擬津	攝津	肥前	筑前	長門	攝津	山城	山城	山城	大和	大和	近江	伊勢	美濃	美濃	遠江	甲斐	上野
	武廠	塚	赤塚			殿	長法寺	塚	女	ヘボソ塚	谷口(東)	銚子塚	長光寺山	紫金山	百々池	一本松塚	西車塚	佐味田	新山	六地藏	簡野	塚(塚(子	
總鏡	3	7+	5	3	6	8	6	27	6	6		10			8			26+			4	3	3	3	5	
①					1		1	3	1			2		1				1				- 5			1	
3			1	1	2	3	1			1			-			1	1	1		1			****		1	
3	3	 7+	4	2	3	5	4	24	4	2				2	3	•	- 1	12+	7	1	2	2		2		2
4									1	3	1				2		1	1	3		1				1	
仿製銀											4	8	3	9	3	1	2	11	24	1	1	1	3	1	2	2
飾製物									+	+	+		+	+	+		+	+	+		+	- +	+		+	-

う。 らの あり、 傳世鏡と中國製三角緣神獸鏡とからなる鏡群が古く成立しえたもので つて、これを平面的に見た場合に、 もつている仿製鏡の中には、三角綠神獸鏡のほ い仿製鏡を入手する便宜がなかつた場合や、大和佐味 者が同じ時代に生存した人々であつたことも、 群 佐. に比して新しく成立したものであることは斷言しうるであろう。 あつて、仿製鏡自身においても若干の時の經過が認められる。 「内容のちがいが生じうるからである。しかし、大和佐味田 仿製鏡の作られる時代まで長生した場合には、 0 .味田古墳よりも古いか否かという間題とは無關係に、 間には、 同じ時代に生存した首長であつても、 鏡群を副葬品とする二古墳のうち、 大和佐味田古墳のもののような、 古い相と新しい相とが認められるわけである。 山城大塚山 仿製鏡を交えた鏡群が、 山城大塚山古墳の營造が 山城大塚山 一應推論しうるであろ 古墳の かに方格規矩鏡なども このような所藏鏡 もののような、 田 0 1の首長 それぞれ 首長には新 の首長が したが が これ の鏡 . 大和 それ 新 群

第三表のようになる。ただし一古墳出土の鏡數が三面に達しないもの相の鏡群をもつものと、新しい相の鏡群をもつものとに分けて見ると、同笵鏡を分有する關係によつて結びつけられた三七基の古墳を、古いこのような觀點から、相互に中國製あるいは仿製の三角綠神獸鏡の

嶋 べきことである。 あろう。これらの古墳が、すべて山城大塚山古墳との間に、 O) 場合は、 磨吉島· 新 古 0 河內御殿山 これは新古二相の分類の際に意識して取りあつかつた結果ではない。 品 别 が不確實になるものとして除外しよう。これによると、筑前武藏・豐前石塚山・豐前赤塚 山城長法寺・山城大塚山の諸古墳は、 直接に同笵鏡を分有しているものであることは、 まず明らかに古い相 の鏡群をもつたものとい 注意される いうるで 周防竹

前谷口 津 る。 きる。そうして、 いるにすぎない。 られる方格規矩鏡または內行花文鏡を除けば、 か Щ かわらず、この二墳の鏡群を古い相のうちに所属させなかつたのは、つぎのような理由があるからである。 すなわち、 これに對して新しい相の鏡群を構成する條件としては、 ボソ塚の二古墳は、 ただし、 近江六地藏• (東棺)・筑前銚子塚・長門長光寺山・攝津紫金山・山城百々池・山城一本松塚・山城西車塚・ 仿製鏡の有無のみを條件として新古の鏡群を分けようとすると、 古式鏡群を有する諸古墳において、 問題の攝津水女塚には畫文帶神獸鏡 伊勢筒野・美濃長塚・遠江大塚・甲斐銚子塚・上野柴崎の諸古墳の鏡群を、これに屬させることができ ところが、 仿製鏡をもつていないから、 新式鏡群の場合には、 (2) 三角縁神獸鏡のほかに、 その鏡群を構成する中國鏡の種類を再檢討すると、 このほかに 當然古式鏡群をもつもののうちに入れねばならなくなる。 面があり、 まずそのうちに仿製鏡を含むことを標識として分類すると、 (4)畫文帶神獸鏡および平緣式神獸鏡を加えることがで 攝津へボソ塚には畫文帶環狀乳神獸鏡と平緣式神獸鏡 第三表で兩者の間に殘つた攝津求女塚と攝 3 龍虎鏡または古式の獸帶 大和佐 $\widehat{1}$ 傳世鏡と認め 味田 鏡を含んで それにも 大和新

こうして見出された鏡群の二相は、

二古墳の鏡群を、

新しい種類の中國鏡を含んでいるという點を標識として、

新しい相のものと認めることにしたのである。

以上のような分析の結果により、

改めてこの

はたしてどのような意義をもつているのであろうか

から古式鏡群とは區別することができるのである。

一面

があつて、

この點

四 碧玉製腕飾類の問題

石 いまこれらの古墳の副葬品全體をとり上げて比較することは、 えるためには、 ・石釧・車輪石などの碧玉製腕飾類を選んで、もう一步問題を掘り下げておくことにしたい。 すなわち、 遺物の年代差に關することであつて、古墳の年代差の問題ではない。これが古墳の年代差とどう關連しているかを考 の副葬品として發見せられる鏡群を、 副葬品中の鏡群の新古の差が、 まずこれらの古墳において、 他の副葬品を取りあげた場合にも、 その内容によつて新古の二相にわけうるということは、 副葬品全體の新古の差と一致するか否かが檢討されねばならない。 限られた紙敷のうちでは困難であるから、 同様の結果があらわれるか否かというこ すでに注意したよう 例として鍬形 しかし、

と同列に取りあつかうことの正しさが立證せられるのである。 でないものが大部分である。 類をもつている。 の存在によつて、 副葬品中にこの種の碧玉製腕飾類を有するものが絶無であるという事實である(第三表)。これに對して、 の分布が稀薄な地方にあるものや、完全な學術調査によつていないので副葬品の全部が發見されているか否か まここで指摘しうることは、 またともに碧玉製腕飾類を副葬品として有している。すなわち、この點からも、この二古墳を仿製鏡を有する古墳 しかもこのうち碧玉製腕飾類をもつていないとされた五基の古墳は、 新式鏡群を有する古墳とした、 さらに、 さきに古式鏡群を有する古墳として列擧した、 仿製鏡はもつていないが、新しい中國鏡を含んでいることを問題にした攝津の二古 大和佐味田古墳以下の一五基のうち、一〇基は副葬品として碧玉製腕 山域大塚山古墳以下の八基の古 畿内から遠ざかつた、 はじめに仿製鏡 この種 0 明ら の遺

生じた意味が明らかになつてくる。すなわち、 くの如く、 碧玉製腕飾類の存否の問題を、 鏡群の新古の區別に組みあわせて考察すると、 古墳に副葬せられた鏡群の新古とは、 かりに傳世鏡 改めて鏡群 0) 問題 を除 0 新古 V٦ て論ずれ 0) 配 别 0)

輸入せられた中國鏡や、 ば、 様相であつたわけである。 い鏡を製作するということを、 る二つの型の首長の文化活動の差異にもとづいて生じたものと見ることができるであろう。 三世紀中葉に輸入せられた中國鏡の所有ならびに分配に終始した古い型の所有者と、これに加えて、それ以後新しく 新しく製作せられた仿製鏡の所有ならびに分配にも參加した新しい型の所有者との、 新しい相の文化活動というならば、 碧玉製腕飾類の製作配布も、 新しい鏡を輸入し、 また新しい文化活 古代におけ また新し 動 0

V) である。 先行していることを考えるべきである。 は 中 種の權威を認めて、そのまま特殊な用途に利用した形である。その意味では、 日 取り上げたように、 b たものを、そのまま受けとつている型であり、 **| 興製品を利用したことと傾向を同じうしている。これに對して、そのような器物にも日本製品を用い出したということ** たであろうし、 本製品は用いられなかつたと主張しようというわけではない。 物が問題にされたにすぎない。したがつて、 のをそれに加えた型である。 この場合における文化活動の古い様相とは、 需要量の増大ということも無關係ではなかろうが、それと共に人々の欲するものを供給しうる立場の確立が、これに ただ特殊な用途の器物として、 仿製鏡や碧玉製腕飾類の所有者たる各地の首長が、 社會的地 日本製品としても鏡とか碧玉製品とかの、 位の高い人々の身邊を飾る玉の如きものも、 もつとも、 中國製品が用いられていたということである。 新しい文化活動の中樞には、 以上の考察においては、 中國製の古い鏡群が所持せられた段階においては、 新しい様相とは、 古墳の副葬品に反映している範圍でいえば、 新しい文化活動に參加したということは、 同様に日常生活の生産面には直接に關係のな 仿製鏡や碧玉製腕飾類のように、 武器や生産面に必要な器物は、すでにわが國で作られて 中國から與えられたものとしては非實用的 それらの器物の わが國で作られていたことは肯定されねばならな 一時代前の信仰的な傳世鏡が、ことごとく いわば中國から與えられたものにある 生産に必要な機構 文化の高 武器その他に 自分の い中 い い が 力で作 成立していたの 或 かえれ い か ら興 な 鏡の じり出 おいても 奢侈的な ば、 えられ みを 權

医多二氏病 医克克氏 医二氏征 医乳球 计记录器 医腹膜膜炎 医二氯酚医医多糖 医软件 医透透性腹膜透光

い

る。 威の象徴となりえたような器物を生産し供給する機構をもつた新しい文化活動の中樞に、 分に反映することがなかつたものと見られよう。古い文化活動が進行している途上において、 それが一部分は在來の加擔者を吸收して新しい組織を形成したが、ことごとくは古い組織をおおうことができなかつ また古い相の鏡群の所有者たちは、古い文化活動の組織には編入されていたが、新しい文化活動に關してはそれを充 彼等が直結したということであ 別に新しい文化活動が擡頭

たとすれば、こういう結果が生ずるのは當然である。

鏡の分布は中國製三角緣神獸鏡の場合よりもひろがつているに對し、碧玉製腕飾類の分布はむしろせばまつている。そう 完全に一致した現象ではなかつた。たとえば兩者の分布を見ると、いずれも畿內を中心とする點ではかわらない して、こういう平面的に見た分布狀態が成立するまでに、若干の時間の經過が考えられねばならないのである。 ことができるが、それが副葬品中に含まれている狀態は、 これを一例として鍬形石の場合について説明して見よう。鍬形石の主要な型式としては、 しかし、詳しく分析して行くと、新しい文化活動の中においても、仿製鏡の製作配布と、碧玉製腕飾類の製作配布とは、 基本的なものとして、 $\widehat{\underbrace{1}}_{A}$ AからEまでの五種をあげる (2) C, (3)が、 D • E

第四表 鍬形石の伴出關係略表

という三群に組み合わされている。實例についていえばつぎのような狀態である(第四表)。

		長門長光寺山 (B)	脳津 紫金山 (A・B)	I 群
伊賀石山	山城	大和	大和	- <u>-</u>
石山(入	山城 西車塚 (ご	新山	佐味田	Œ
Â B		•		群
C	$\widehat{\mathbf{c}}$	$\widehat{\mathbb{C}}$	<u>C</u>	
大和巢山			美濃	
			長	Ш
$\widehat{\mathbf{C}}$			塚	
i)			$\widehat{\mathbf{u}}$	群
C • D • E			E	

前期古墳の副葬品にあらわれた文化の二相(小林)ることを指摘しておく程度にとどめたい。

玉製腕飾類には少くとも古い型式と新しい型式とがあ見出されるが、詳細は他の機會に譲つて、ここでは碧の石釧や車輪石についても、同様に年代的な型式差がで時間の經過をあらわしていることが認められる。他これによると、鍬形石の型式の區別は、ある程度ま

石四四個、 5 計七三個を擧げることができる。 うしてこの間において、 子塚古墳の車輪石五個、 碧玉製腕飾類の分布の西限が、 映しているかということである。それにはまず碧玉製腕飾類の分布に關連する若干の事實を紹介しておかねばならない。 碧玉製腕 それを除いた石釧のみの七〇個という敷をとるとしても、 計六七個をしのぐ大量である。 類 碧玉製腕飾類をもつとも多く出土した古墳といえば、美濃長塚古墳の石釧七〇個、 石釧六個、 い型式と新しい型式とがあるとすると、つぎの問題はそれが仿製鏡との組み合わせの上にどう反 肥前谷口古墳東棺の石釧一一個であることは、 ただし、 計一一個が、 美濃長塚古墳の遺品のうち、 正確には分布の東限とはいえないとしても、 なお伊賀石山古墳西棺の鍬形石一〇個、 鍬形石は石釧とは牧納された棺を異にしていたか よく人の知るところである。 注目すべき存在である。 石釧一三個、 鍬形石三個: 東では甲斐銚 車 輪

僴 てい あれ 碧玉 土した遠江松林山 に 海地方の立派な仿製鏡が相當分布している地域には、 三角縁神獸鏡の配布と腕飾類のそれとが、 れている。 0 さて、 谷口古墳との間に同笵鏡をも分有している筑前銚子塚古墳があつて、むしろその方が、 遺品 ば 一製腕 る。 問題は簡單であるが、 もう一度これらの古墳を檢討すると、 があるというわけである 問題をこういう觀點に移して眺めると、 飾 類の分布狀態が、 それにもか 古墳でも、 か わらず、 そういう古墳を飛びこえて、 石釧二個をもつていたにすぎないのに、 仿製鏡の分布の密度の多寡に從つて、 銃前銚子塚古墳に碧玉製腕飾類の副葬がなく、 必ずしも全面的には一致しなかつたことを物語つているように見られる。 北九州における仿製三角綠神獸鏡出土古墳としては、 東の甲斐銚子塚古墳の場合も同じことがいえるのである。 碧玉製腕 粗末な鏡のある古墳に腕飾類が集まつているという結果に 飾類 優秀な仿製鏡の多い古墳には腕飾類もあるというので の發見が比較的少く、 そうした地域を飛びこえて、 肥前谷口古墳にそれがあるの たとえば大型の內行花文鏡を出 仿製鏡の内容からいえばすぐ 甲斐銚子塚古墳に一一 肥前谷口古墳 すなわち、 は、 0 になつ 仿製 \$ ほ 東

じ配布 やや新しく作られたのではないかと思われる型式の三神三獸獸帶鏡が配布された時期は、 製腕飾類との間に、 釟七○個と伴出していること、それが肥前谷口古墳東棺の一面と同笵であることを指摘するならば、 りもはるかに類品の少い、 二面が發見された三神三獸獸帶鏡は、 これだけではまだ偶然の結果とも見られるが、 らと同笵ではないが、 型式のものが用いられた時期であつたことは、 今度は肥前谷口古墳と甲斐銚子塚古墳との仿製鏡を比較して見よう。 Ò ルー ŀ にのせられた時期であつたと考えられるのである。ただし、それは碧玉製腕飾類としては、 緊密な關係があることが判然とするであろう。これを要するに、 共通した特色をもつ三神三獸獸帶鏡は、 **仿製三角綠神獸鏡としては特殊な型式の鏡であることに注意をせねばならない。** たとえば筑前銚子塚古墳に八面もあつた類の三角縁神獸鏡とはちがつて、それらよ さらに美濃長塚古墳B棺においても、 **美濃長塚古墳の遺品がもつともよくそれを示している。** 甲斐銚子塚古墳からも一面出土しているのである。 まず肥前谷口古墳の東棺から一面 この型式の三神三獸獸帶鏡 仿製三角縁神 開鏡の中では特殊な、 碧玉製腕飾類が特に數多く、 この型式の鏡と碧玉 西棺 またやや新 しかも、 か 一面が石 ただし ら同 それ 同 沲

ない。 興味がある。この二古墳が仿製鏡は含んでいないが、 おいて、 べたとおりである。この事實は、古式の碧玉製腕飾類の配布が、 い。さらに他 い三神三獸獸帶鏡よりは、 これに對して、 先行したというのがいいすぎであつて、 平緣式二神二獸鏡と伴出していることも意味深く見られる。 第1群に属するB型の鍬形石が、 の古墳の例でいえば、 攝津へボソ塚古墳や攝津求女塚古墳から、 充分に先行する時期であることは認められるであろう。攝津紫金山古墳や長門長光寺山 近江安土瓢簞山古墳において、 仿製三角縁神獸鏡としては古い型式の鏡と伴出していることも忘れてはなるま 仿製鏡の初期と同時であつたとしても、 中國鏡から見て新しい相の鏡群を有する古墳であることはすでに述 少數ではあるが古式の石釧や車輪石が發見されていることは あるいは仿製鏡に先行したことを示しているのかも知 この平縁式二神二獸鏡は、 第1群の鍬形石・ 車輪石 肥前谷口古墳出土例のような新 攝津 石釧各一個が、 ボソ塚にもまた存在 仿製鏡を缺 古墳の れ

する、 墳 の編年的考察は、 新しい鏡群を特色づける中國鏡であるからである。 機會を改めて詳論することにしたいが、ここではそれが可能であることを注意しておけばよいわけで かくの如き仿製鏡および碧玉製腕飾類の型式分類にもとづく古

五 副葬鏡群の新古と古墳の年代

ある。

考えられる。 關係を調べると、 こと、 な用途に利用した段階と、そのような權威の象徴たりうる器物を製作する機構をもつにいたつた段階とを代表するものと 文化活動の相異にもとづくものであることが判明する。これは中國から與えられた器物にある權威を認めて、 出する例が多いことも知られた。 をそれぞれ古い相の鏡群と、 のと、それ以後さらに中國鏡や仿製鏡を追加することによつて成立したものとの二種に大別されることが知られた。これ 各地 それを中國製三角緣神獸鏡を基準にしてわけると、この種の鏡の配布の時期をもつて鏡群の成立が終了している のい わゆる古式古墳の副葬品のうちから、まず鏡群を抽出して比較すると、それらの鏡群の構成内容に相異 以上は本論文において明らかにされたことの一部である。 古い相の鏡群をもつ古墳には腕飾類を副葬するものがなく、新しい相の鏡群をもつ古墳には腕 新しい相の鏡群という語であらわすことにした。この二相の鏡群と、 したがつて、 鏡群の新古の二相は、 單に鏡の種類の相異を示すのみでなく、 碧玉製腕 飾類との それを特殊 より大きな 飾 類 が 伴出 の伴 あ る

る古式古墳を二、三の時 さらにこれを細分し、 ま営面の問題は、 仿製鏡や碧玉製腕飾類をもつている古墳は、たとえばその仿製鏡の型式と腕飾類の型式との組み合わせによつて、 編年的考察に導くことが可能であることもすでに述べたところである。この操作によつて、い ここに指摘されたような鏡群の相の新古が、 期に細分した結果は、 そのあるものを前期ではなく中期に區分する必要も生ずるであろう。 さらにそれを副葬する古墳の新古に置きかえられる わゆ

か否かということである。

角縁神獸鏡の輸入期と、その配布期としての古い相の鏡群の成立期と、そうして、それを藏した古墳の鶯造期という、三 神獣鏡を含んでいる二群であつたということも再考されねばならない。鏡群の成立が終了した時期には相違があるとして こで考えられた鏡群の相の新古が、まつたく異つた型式の鏡によつて構成されている二群ではなく、 ているとはいうものの、それらの古墳の副葬品全體の新古をただちには意味していないといわねばならない。さらに、こ なりへだたつた時期の遺物をも含みうるという副葬品の性質からいつて、そのうちの任意の遺物には期待することができ らざるをえないであろう。 その成立の過程においては、 期 したがつて、いま問題になつている鏡群の相の新古は、 が區別して考えられねばならないのである。この三つの時期をどう設定するかによつて、古墳の年代觀もまた變 古墳の營造の時期を知る手懸りになるものは、 いずれも若干の共通する時期を經過したものと見られるのである。すなわち、ここに三 首長の文化活動の相違という一層大きな事實をもあらわし 副葬品全體からは與えられるとしても、 ともに中國製三角線

にはじまつていたとすることもできよう。卑彌呼の大冢の記事に對しては、 れば、 をこのように認めるとすれば、そこにすでに古い相の鏡群が副葬されていたことも想像せられよう。すなわち、 角縁神獸鏡の配布もまた、 まかりに、 どのような結果になるであろうか。三角緣神獸鏡の輸入を魏と邪馬臺國との間に行われたものと認める立場を前提 古墳の營造期もまたそれに近いとすれば、 一つの解釋として、三角綠神獸鏡の輸入期から古墳の營造期までの期間がきわめて短いものであつたとす 主として三世紀中葉に行われたことになり、 魏志に徑百餘步の大冢であつたと傳える卑彌呼の 古い相の鏡群をもつ古墳の多くは、三世紀の 自分はその眞實性を疑うものであるが、 墳墓の時 期に、 中國製三 すで 古墳

前期古墳の副葬品にあらわれた文化の二相(小林)

として古く位置づけられることになるであろう。

方に通じている とによつて、 といえよう。この解釋はまた、 馬臺國の 近接した時期に置こうとするものである。三角縁神獸鏡の分布の現狀が、 第二の解釋 征服の際に、 鏡群の相 は 鏡 0) これらの鏡が沒收せられ、 輸 の相異を考慮しない見方、 入から古墳の鶯造までの間に若干の時間の經過を認め、 個々の古墳における副葬品の品目の相異を、 すなわち鏡群の相の新古が古墳の年代の新古を示していないという考え 再配分されたからであるという所説の如きは、 畿内を中心としているのは、 單なる首長の權力の差などに歸して考えるこ その間において鏡の配布を古墳の營造と この傾向の 大和政權による邪 考え方である

る時期に、 造期は、 和政權との相異にも對比せられるものであろう。はたしてこう考えてよいならば、 進出した魏の勢力をおそれねばならなかつた三世紀の邪馬臺國と、 という邪馬臺國の女王と、 大和政權的なものとしてあらわすことができるであろう。それは首長の性格において、 **營造期とを比較すれば、** 階に屬し、これにかわる器物を製作しえた段階に對して、 内部構造を用いた古墳の營造を、 の中樞をも異にしていると考えられるものである。すなわち、 ろうとするものである。 第三の解釋として提示したいのは、 それ 近接して求められることになる。前方後圓墳という墳形を創案し、 が鏡の配布期とは區別される限り、 それぞれの時期における文化活動の中樞の性格は、 この鏡の配布期は、 征服によつて地位を築いたという大和の天皇との相異であり、 首長の地位の世襲制の發生に關連させて考えようとする立場も、 鏡の輸入から古墳の營造までの若干の期間中において、 文化活動の性格としては、 邪馬臺國的な文化活動の中樞が、 ある程度先行するのみでなく、 古い相の鏡群の成立期と、 自由に朝鮮經營にも着手しようとしていた四世紀の大 中國から輸入せられた器物にある權威を認めた段 比喩的にではあるが、 長大な割竹形木棺を竪穴式石室でおおうた 問題の古い相の鏡群を藏した古墳の營 大和政權的 諸國の王たちによつて擁立された さきの考察によつて、 また對外關係において、 新しい相の鏡群を藏した古墳の 鏡の配布期をやや幅廣くと な文化活動の中樞 またここから導か 邪馬臺國的なものと、 その活 半島に 移行 n 動

に、 あ かせたいと思う。しかし、これを要するに學界の現狀をもつてしては、古い相の鏡群を藏する古墳の外形や內部構造の上 いるが、 ここに從來の諸學者の所說を三種の解釋に分類して列舉したが、そのいずれが妥當と認められるかは、 明らかな特色のあることが發見されない以上、それらを全體として特に古い時期のものと斷定することは時期尚早で その一部は前期古墳としても比較的古い時期のものと推察されるというのが穩當な見解であろう。 諸賢の判斷 にま

註

- (1) 梅原末治博士「因伯二國に於ける古墳の調査」(「鳥取縣史蹟勝地調査
- 報告」第二册 大正一三年)。
- 昭和一一年 「考古學研究」所收)。② 濱田耕作博士「前方後圓墳の諸問題」(考古學雜誌 第二六卷第九號)
- ・・・・) 戸)。(4) 小林行雄「古墳の發生の歴史的意義」(史林・第三八卷第一號・昭和)
- るもの」とも述べている。(5) 富岡謙藏「古鏡の研究」(大正九年)には「三國より六朝中期に亘れ
- (6) 藤間生大「埋もれた金印」(昭和二五年)。
- 第一にいる。 あつたものと考えていたが、現在ではこれは同一の事實を指すものと解ニ回に分けて收めている。自分もかつてはこれを、そういう事實が二度(T) 魏志倭人傳には埠輛呼が鏡を贈られた記事を景初三年と正始元年との
- 前期古墳の副卵品にあらわれた文化の二相(小林)(8) 末永雅雄博士・島田曉・森浩一「和泉黄金塚古墳」(昭和二九年)。

- 多くすることもできる。神獣鏡をも加算するべきであろう。したがつて復原しうる鏡數はもつとり。この鏡數には豐前石塚山古墳その他において伴出している他の三角綠
- 玉の研究」昭和一五年 「日本考古學論攷」所收)。(将古學會編「鏡劍及)(梅原末治博士「上代古墳出土の古鏡に就いて」(将古學會編「鏡劍及
- 係ではあるまい。 される。このことは中國鏡と仿製鏡とにおける配布の中心の相異と無關 むしろ大和新山古墳から發見されている三神三獸獸帶鏡であつたと推定 中國鏡は、山城大塚山古墳から發見されている多數の鏡の中にはなく、 (四) 仿製三角糅神獸鏡としてもつとも類品の多い型式の鏡の手本となつた
- 二六年)。
 「二六年)のび、九州考古學會編「北九州古文化圖鑑」第二輯(昭和大正一三年)及び、九州考古學會編「北九州古文化圖鑑」第二輯(昭和四)梅原末治傳士「豐前京都郡の二三の古墳」(中央史壇(第九卷第六號)
- (13) 梅原末治博士「佐味田及新山古墳研究」(大正一〇年)。
- 念物調査報告書」第二輯(大正一四年)。(「兵庫縣史蹟名勝天然紀)(「兵庫縣史蹟名勝天然紀))
- 16)梅原末治博士「武庫郡本山村マンバイのヘボソ塚古墳」(同上書)。

七四三

- (16) 腕飾を原型として發達した實器的な器物が多いことは特にことわるまで 本稿で碧玉製腕飾類と呼んだものが、實際には單なる裝身具ではなく、
- (17) 小林行雄「鍬形石の研究」(「日本考古學協會彙報」別篇2 昭和二九

もあるまい。

- (18) 梅原末治博士「肥前玉島村谷口の古墳」(「佐賀縣文化財調査報告書」
- 第二輯 昭和二八年)。
- (19)上田三平「銚子塚古墳」(「史蹟調査報告」第五輯 昭和五年)。
- (20)第一九卷第六・七・九號 藤井治左衞門「岐阜縣不破郡青墓村大字矢道長塚古墳」(考古恩雜誌 昭和四年)及び、藤井治左衞門編「長塚古墳
- (21) 小林行雄「福岡縣糸島郡一貴山村田中銚子塚古墳の研究」(昭和二七

寫眞帖」(昭和五年)。

- 年)。
- (22) 後藤守一・内藤政光・髙橋勇「靜岡縣磐田郡松林山古墳 淺 掘調 査報
- 告」(昭和一四年)。
- (2) このことは註(2)の報告書中に表示しておいた。
- (24) 究會考古學研究報告書」台覽紀念號(昭和二年)及び、弘津史文「防長 小川五郎「長門國厚狹郡厚狹町西下津古墳調査報告」(「山高鄕土史研
- 和一三年)。

网 梅原末治博士「安土瓢箪山古墳」(「滋賀縣史蹟調査報告」第七册

昭

原史時代資料」(昭和五年)。

- (26) はこの説である。 たとえば後藤守一「古墳の競生」 (酸台史學 第二號 昭和二七年)
- (昭和三一年二月一日)